

町営住宅の入居要件の緩和内容

POINT 1 単身者でも全ての町営住宅に入居可能

これまで、世帯向けの町営住宅（2LDKや3LDKの住宅など）については、同居する親族がいることを入居の条件としてきましたが、単身世帯の増加を考慮し、同居親族要件を廃止します。これにより、単身者であっても、すべての町営住宅への申し込みが可能となります。

POINT 2 裁量階層世帯における入居収入基準の緩和

高齢者、障がい者、子育て世帯等の「特に居住の安定を図る必要がある世帯（裁量階層世帯）」について、入居可能な収入上限額を引き上げ、対象枠を拡大します。

【入居の特例（裁量階層世帯）の収入基準月額】

変更前	214,000円以下
変更後	259,000円以下

収入基準月額…（入居世帯全員の年間所得金額※の合計－扶養等控除）÷12月
※年間所得金額…収入額ではなく所得額（源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」）のことです。

POINT 3 裁量階層世帯の子育て世帯の対象年齢の引き上げ

子育て世帯への支援を拡充するため、対象となる子の年齢を引き上げます。

変更前	小学校就学前の同居者がいる世帯
変更後	18歳になる日以後の最初の3月31日までの同居者がいる世帯

POINT 4 裁量階層世帯に「新婚世帯」を新規追加

経済的基盤が不安定な時期にある若年夫婦の負担軽減を図るため、新たに「新婚世帯（婚姻後3年以内かつ、夫婦のどちらかが40歳未満の世帯）」を裁量階層世帯として追加します。



町営住宅の入居要件

次の要件のすべてを備えている方

- ①住宅に困窮していることが明らかであること
- ②年間所得金額が法律・条例で定める基準内（下参照）
- ③地方税を滞納していないこと
- ④入居申込者が暴力団員でないこと（暴力団員とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）

町営住宅の入居可能な年間所得金額

給与所得者が各世帯1人の場合の1年間の年間所得金額の例
一般世帯
(収入基準月額が158,000円以下)

単身世帯	1,996,000円
2人世帯	2,376,000円
3人世帯	2,756,000円

裁量階層世帯
(収入基準月額が259,000円以下)

単身世帯	3,208,000円
2人世帯	3,588,000円
3人世帯	3,968,000円

※給与控除…100,000円
※扶養控除…同居者1人につき380,000円

※年間所得金額とは収入額ではなく、所得額（源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」）のことです。

※高齢者、障がい者、子どもがいる世帯等、申し込まれる方の状況によって控除が適用される場合があります。入居要件を満たしているか詳しく確認したい方は住宅係までお問い合わせください。

特定公共賃貸住宅・町営住宅の入居要件を緩和しました

町では、近年の多様な世帯構成や単身者の住宅ニーズに対応するとともに、子育て世帯や新婚世帯の居住の安定を図るため、特定公共賃貸住宅や町営住宅の入居資格を緩和しました。今回の見直しは、単身世帯の方々の居住選択幅を広げるとともに、子育て世帯や高齢者世帯といった「裁量階層世帯」への支援を強化しています。

本記事では、具体的にどのような点が変わったのか、その主要な変更内容について詳しく説明します。

特定公共賃貸住宅の入居要件の緩和内容

POINT 1 単身者が入居可能な住宅を「2LDK」まで拡大

特定公共賃貸住宅では、これまで単身の方が申し込めるのは「1LDK」のみでしたが、今後は「2LDK」の間取りも単身での入居が可能になります。

【現在の特定公共賃貸住宅（2LDK）の空き状況】 ※R.8.3.18 現在時点

団地名/住所	建設年度/規模	家賃/共益費	駐車場
旭町かえで団地	平成7年	35,000円 700円	300円
旭町73番地17	2LDK	700円	
旭町かえで第2団地	平成9年	35,000円 700円	300円
旭町65番地7	2LDK	700円	
シャレーイーストタウン	平成5年	35,000円 700円	300円
東2条39番地	2LDK	700円	
シャレーイーストタウン	平成5年	35,000円 700円	300円
東2条39番地	2LDK	700円	
新町団地	平成23年	40,000円 700円	300円
新町27番地19	2LDK	700円	
緑町第2団地	平成23年	40,000円 700円	300円
緑町7番地1	2LDK	700円	
緑町第2団地	平成23年	40,000円 700円	300円
緑町7番地1	2LDK	700円	

POINT 2 単身者の入居年齢制限を撤廃

特定公共賃貸住宅では、これまで単身での入居資格を「50歳未満」としていましたが、この年齢制限を撤廃しました。

問い合わせ先
住宅係 20番窓口
☎77-8390



特定公共賃貸住宅 単身者の入居要件

次の要件のすべてを備えている方

- ①自ら居住するため、住宅を必要とする方
- ②原則、自己所有の住宅を持たない借家住まいの方
- ③年間所得金額が法律・条例で定める基準内（下参照）
- ④地方税を滞納していないこと
- ⑤入居申込者が暴力団員でないこと（暴力団員とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）

特定公共賃貸住宅 単身者の入居可能な年間所得金額

1,996,000円以上
(収入額2,964,000円以上)

3,208,000円以下
(収入額4,563,999円以下)

※年間所得金額とは収入額ではなく、所得額（源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」）のことです。